平成３０年（フ）第３３４号
千葉県松戸市稔台２―56―５　ウィズハウス102号、住民票上の住所千葉県市川市南行徳４丁目12番11―301号　（グリーンタウン池田）
債務者　大木　賢児
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽角　和之
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３４８号
栃木県大田原市元町２丁目１―36、住民票上の住所千葉県柏市根戸467番地の73
債務者　染谷　正人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　潤
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月27日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３５３号
千葉県松戸市栄町西２丁目921番地
債務者　青山　紀夫
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　義恭
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２７１号
東京都目黒区緑が丘２丁目３－８―105
債務者　門　　宏昭
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　理輝
4　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３２号
東京都多摩市永山４丁目３番地13―506
債務者　梶浦孝一郎
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月29日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９２７号
横浜市旭区西川島町28番地４
債務者　平澤　辰治
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　帯　慎太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９０６号
神奈川県大和市下鶴間２丁目３番32号
債務者　松元　伸二
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３４号
横浜市青葉区桂台１丁目６番地27
債務者　村田　　惇
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
栃木県足利市五十部町1053番地１
債務者　萩原　守夫
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２８２号
北九州市八幡西区沖田１丁目16番９号
債務者　布施　光浩
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２８３号
北九州市八幡西区沖田１丁目16番９号
債務者　布施由希子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８７号
和歌山県岩出市金池442番地の54
債務者　北原　啓一
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺尾　隼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２５４号
福岡県中間市上底井野106―４―203号、住民票上の住所福岡県中間市大字下大隈1722番地１
債務者　井上真由美（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２６５号
北九州市八幡西区大字本城2717番地（105号室）
債務者　樋口沙耶伽
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　衆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５８号
仙台市太白区向山３丁目８番３号　ファミール向山102、従前の住所愛知県豊田市上丘町村内94番地　エトワール上丘105号
債務者　遠藤　裕人
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係